

「(仮称) 新礼受ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、コスモエコパワー株式会社が、北海道留萌市及び増毛郡増毛町において、最大で出力103,200kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺に、複数の住居が存在している。

また、想定区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されている希少猛禽類であるオジロワシ、オオワシ、クマタカ等の生息が確認されているとともに、ノスリ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性がある。想定区域内に存在していた風力発電設備の死骸調査から、オジロワシのバードストライクと考えられる事象が複数確認されている。その他、想定区域及びその周辺には、国内希少種に指定されているアサマシジミ北海道亜種、エゾゲンゴロウモドキ等の重要な昆虫類が生息している可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたササ群落（IV）、トドマツミズナラ群落等が存在している。

くわえて、想定区域及びその周辺には、河川、地下水、湧水等の取水地点、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき道指定鳥獣保護区に指定されている、るるもっぺ憩いの森鳥獣保護区、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定されている保健保安林、土砂流出防備保安林等の保安林、山地災害危険地区調査要領（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区等）が存在している。

このため、本事業を進める際には十分な現地調査の実施、予測及び評価を通じて、適切に対象事業実施区域を絞り込むとともに、関係機関、地元の地方公共団体、地域住民等への理解を得つつ実施することが重要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記（１）から（２）のほか、「２．各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在していることから、稼働時における騒音に係る生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を確保すること等により、騒音に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在していることから、稼働時における風車の影に係る生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、森林法に基づき指定されている土砂流出防備保安林等の保安林が存在していることから、本事業の実施に伴う工事中の

土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川及び沢筋の距離の確保、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林等の保安林や、山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区等）が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類等に対する影響

想定区域及びその周辺は、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオジロワシ、オオワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺には、鳥獣保護管理法に基づき身近な鳥獣生息地として道指定鳥獣保護区に指定されている、るるもっぺ憩いの森鳥獣保護区が存在しているほか、ノスリ等の猛禽類やガン類、ハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これらの渡り鳥等への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類等への影響について渡りに対する影響も含め適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずること等により、鳥類等への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたササ群落（IV）、トドマツミズナラ群落等の植生が存在しているほか、想定区域の一部は森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、水源かん養保安林等の保安林となっていることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。